

## 離婚協議書・作成シート

記入日:令和 年 月 日

記入者: \_\_\_\_\_

## ①離婚の届出について

離婚の届出について	
<input type="checkbox"/> 離婚協議書作成後、速やかに離婚届を提出する(提出者: <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻)	
その他:	

## ②子どもについて

子どもについて(未成年の子または養育費の支払を受ける子がいる場合)					
①	フリガナ		生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日
	氏名(続柄)	( )	親権・養育費	親権: <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	養育費:月 円
②	フリガナ		生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日
	氏名(続柄)	( )	親権・養育費	親権: <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	養育費:月 円
③	フリガナ		生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日
	氏名(続柄)	( )	親権・養育費	親権: <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	養育費:月 円

## ③養育費の支払いについて

養育費の支払いについて			
養育費の支払い	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 が養育費を支払う	支払い日	<input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 毎月末日
支払い方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> その他( )	手数料負担者	
支払い期間	<input type="checkbox"/> 令和 年 月から	まで	
	<input type="checkbox"/> その他( )から		
<input type="checkbox"/> 支払い日に金融機関が休業の場合:(前・翌)営業日に支払う <input type="checkbox"/> 進学、病気等により多額の費用を必要とするとき、その負担について協議する <input type="checkbox"/> 事情変更があった場合、養育費の増減について協議する その他:			

## ④面会交流について

面会交流について	
<input type="checkbox"/> 面会交流の回数は月 _____ 回程度とする	
<input type="checkbox"/> 宿泊付の面会交流を認める	
<input type="checkbox"/> 学校行事の参加を認める	
<input type="checkbox"/> 面会交流の日時・場所・方法について、子の福祉に充分配慮しながら協議して定める	

面会交流の費用は \_\_\_\_\_ が負担する

その他:

### ⑤ 慰謝料について

#### 慰謝料について

慰謝料の支払い	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 が慰謝料を支払う	慰謝料の総額	
---------	--	--------	--

#### 一括払いで支払う

支払い日	<input type="checkbox"/> 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに	支払い方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
	<input type="checkbox"/> その他( _____ )	手数料負担者	

遅延損害金:年利率 \_\_\_\_\_ %

その他:

#### 分割払いで支払う(支払い回数 \_\_\_\_\_ 回)

1回の支払い額		支払い日	<input type="checkbox"/> 毎月 _____ 日 <input type="checkbox"/> 毎月末日
支払い方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> その他( _____ )	手数料負担者	
支払い期間	<input type="checkbox"/> 令和 _____ 年 _____ 月から	_____ まで	
	<input type="checkbox"/> その他( _____ )から		

支払い日に金融機関が休業の場合:(前・翌)営業日に支払う

遅延損害金:年利率 \_\_\_\_\_ %

期限の利益喪失約款をつける:分割払いの支払いを \_\_\_\_\_ 回分怠ったとき

その他:

※「期限の利益」とは、分割で支払う場合の期限までは支払わなくてもいいという利益の事です。期限の利益喪失約款とは、分割払いの支払を怠った場合に期限の利益を失わせるものです。(期限の利益を失うと一括払いになります)

### ⑥ 財産分与等について

#### 財産分与について(金銭)

金銭の支払い	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 が金銭を支払う	金銭の総額	
--------	---	-------	--

#### 一括払いで支払う

支払い日	<input type="checkbox"/> 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに	支払い方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
	<input type="checkbox"/> その他( _____ )	手数料負担者	

遅延損害金:年利率 \_\_\_\_\_ %

その他:

□分割払いで支払う(支払い回数 回)			
1回の支払い額		支払い日	<input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 毎月末日
支払い方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> その他( )	手数料負担者	
支払い期間	<input type="checkbox"/> 令和 年 月から		
	<input type="checkbox"/> その他( )から		
<input type="checkbox"/> 支払い日に金融機関が休業の場合:(前・翌)営業日に支払う <input type="checkbox"/> 遅延損害金:年利率 _____ % <input type="checkbox"/> 期限の利益喪失約款をつける:分割払いの支払いを _____ 回分怠ったとき その他:			

不動産の名義変更・引渡し方法について
<input type="checkbox"/> 登記手続き費用は _____ が負担する

※不動産を記載する場合は、当該不動産の「登記事項証明書」(登記簿謄本)(3か月以内に発行されたもの)のコピーをお送りください。

その他財産の名義変更・引渡し方法について

※自動車に記載する場合は、当該自動車の「車検証」のコピーをお送りください。

ローンの名義変更等について(□住宅ローン □自動車ローン □その他ローン)

※ローンを記載する場合は、当該ローンの「契約書」(ローンの契約内容がわかるもの)のコピーをお送りください。

保険について(□生命保険 □学資保険 □その他保険)

※保険に記載する場合は、当該保険の「保険証券」(契約者・被保険者・保険金受取人等契約内容がわかるもの)のコピーをお送りください。

### ⑦振込先の口座について

預金口座(□養育費 □慰謝料 □財産分与)			
	金融機関・支店名	口座番号	名義人
預金口座			

ゆうちょ銀行( <input type="checkbox"/> 養育費 <input type="checkbox"/> 慰謝料 <input type="checkbox"/> 財産分与)			
貯金口座	記号	番号	おなまえ
預金口座	店名・店番	預金種目	口座番号

※ゆうちょ銀行を記載する場合は、貯金口座・預金口座の両方を記入してください。

### ⑧年金分割について

年金分割について	
年金分割	<input type="checkbox"/> 分割する:按分割合 % (上限 50%) <input type="checkbox"/> 分割しない
その他:	

※婚姻期間が平成 20 年 4 月 1 日以降で、被扶養配偶者が一度も厚生年金に加入していない第 3 号被保険者である場合は、全ての期間が「3 号分割」の対象となりますので年金分割の合意をする必要はありません。

※「3 号分割」とは、合意なしで被扶養配偶者が年金を半分に分割できる制度です。そのため、上記の場合は離婚協議書等で合意をして按分割合を定める必要はありません。ただし、離婚後 2 年以内に年金分割の手続きをする必要があります。

※上記以外の場合(合意分割の対象期間と 3 号分割の対象期間が混在している場合・平成 20 年 4 月 1 日前に第 3 号被保険者の期間がある場合等)で年金分割をするには、年金分割の合意をして按分割合を定める必要があります。

※合意分割の対象期間と 3 号分割の対象期間が混在している場合、合意分割の請求をした時点で 3 号分割の請求があったものとみなされます。

### ⑨住所・勤務先等の変更について

住所・勤務先等の変更について
<input type="checkbox"/> 通知する
その他:

### ⑩裁判管轄について

裁判管轄について	
<input type="checkbox"/> 夫の住所地	<input type="checkbox"/> 妻の住所地
その他:	

※通常、調停の申し立てや訴訟の提起は、相手方の住所地の裁判所が管轄裁判所となります。しかし、当事者間であらかじめ管轄裁判所を合意しておく、その合意した裁判所で申し立てや訴訟提起をすることができます。

### ⑪清算条項について

清算条項について	
<input type="checkbox"/> 記載する	<input type="checkbox"/> 記載しない
<input type="checkbox"/> ( ) に関しては合意せず、別途協議する	
その他:	

## ⑫その他記載したい事項について

その他記載したい事項について

記入項目は以上です、お疲れさまでした。

※郵送する場合のご注意

本作成シートの内容について後日打合わせをおこないますので、記入済みのコピーを手元に残しておいてください。

## 遅延損害金の上限利率について

遅延損害金の利率は、利息制限法という法律によって次のように利率が定められています。

	区分	上限利率
遅延損害金	元金が 100 万円以上	年 21.9%
	元金が 10 万円以上 100 万円未満	年 26.28%
	元金が 10 万円未満	年 29.2%

※「遅延損害金」とは、支払い期限を守らなかった場合に、損害賠償金として支払われる金銭のことをいいます。

※原則として慰謝料や財産分与、養育費に対しても遅延損害金は発生します。ただし、養育費の場合は慰謝料等と異なり、あくまで生活している中で日々発生する生活費という意味合いが強く、公正証書を作成する場合、公証人によっては遅延損害金の定めを記載することを認めない場合も多くあります。

(当事務所でもそのように取り扱っております)

※契約書に遅延損害金について定めていなかった場合でも、法定利率(年 3%変動制)までの遅延損害金を請求することができます。

その他、本作成シートの記載事項についてわからないことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

〒028-3303

岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田 3-58

行政書士久保田事務所 行政書士 久保田 誠

TEL:019-681-7675

URL:<https://kubotaoffice.com/> MAIL:[mail@kubotaoffice.com](mailto:mail@kubotaoffice.com)